

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県最低賃金専門部会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年7月30日（金）15:28～16:00

場所

広島 YMCA 国際文化センター 2号館大会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、三井部会長代理 酒井委員

【労働者代表委員】

国友委員、角委員、橋本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、中野委員、長谷川委員

【関係者】

神部参考人、三宅参考人、森岡参考人、門田参考人

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官、森川給付調査官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは若干早いのですが、広島地方最低賃金審議会専門部会を只今より開催致します。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私吉川が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。続きまして、専門部会委員の選任についてご報告致します。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続きを経て、7月21日付けで任命をさせていただきました。なお、専門部会委員のご紹介につきましては、お手元の資料No.1 広島県最低賃金専門部会委員名簿をご覧頂くことで代えさせていただきます。また、本日の専門部会委員の出席状況ですけれども、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員にご出席頂いており、最低賃金審議会令第6条第6項に定める要件を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本専門部会

の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱により、去る7月15日から同月21日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴希望者が4名いらっしゃいました。本日その4名の方が専門部会を傍聴されておりますので、ご報告を致します。なお、傍聴される方は、事前にご説明しております遵守事項に従って頂きますよう、お願いします。また、本会議は原則公開としておりますが、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとき、率直な意見交換が損なわれる恐れがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合がございますことを予めご了承頂きますようお願いいたします。それでは開会に当たりまして、労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

労働基準部長の山口でございます。第1回広島地方最低賃金審議会専門部会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、先ほどの本審議会に引き続きまして、第1回目の専門部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。本日から、この専門部会におきまして、本年度の最低賃金の改正決定について具体的に御審議いただくわけでございますけど、委員の皆様方には中央の最低賃金審議会から示されました目安答申の内容、各種指標、環境整備の支援策を総合的に勘案していただきながら本年度の広島県の最低賃金につきまして真摯に御議論・御審議をお願いします。暑い日が続く中で、しかも短期の日程の中で御審議をお願いすることとなり、大変恐縮ではございますが重ねてお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

それでは続きまして、議事(1)の部会長、部会長代理の選出に移らせて頂きます。賃金室長の狭間よりご報告を申し上げます。

○狭間賃金室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用される同法第24条の規定に基づき、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、また、部会長に事故があるときは、あらかじめ選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。7月2日開催の公益代表委員会議において、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されておりますので、ご報告申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、狭間よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補に岡田委員、部会長代理候補に三井委員が推挙されておられますが、委員の皆様にご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

本専門部会の部会長に岡田委員、部会長代理に三井委員ということで各委員のご承認を頂きました。部会長・部会長代理席をご用意致しますのでしばらくお待ち下さい。

○吉川賃金室長補佐

それでは、岡田部会長、よろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長

部会長を拝命致しました岡田でございます。この専門部会におきまして、労使双方とも十分な議論をして頂き、また、円滑に審議が行われますことをお願い申し上げます。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。それでは、議事(2)「広島県最低賃金の改正決定について」の審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

それでは、改めまして7月16日に開催された第61回中央最低賃金審議会におきまして、令和3年度地域別最低賃金額改定目安についての答申がありましたので、その内容についてご報告申し上げます。中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次に亘る真摯な議論が展開された結果、7月14日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、7月16日に中央最低賃金審議会会長から田村厚生労働大臣に対して令和3年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。目安小委員会では、労使の間で合意が得られず、目安を定めるに至りませんでした。地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため公益委員見解が示されたものです。

引き上げ額の目安は、全国加重平均902円の3.1%に当たる28円で、ランク別の差はなくすべて同額でございます。

ではここで、本日配布させていただいております資料の説明をさせていただきます。青の色紙がついております。これが資料でございます。

資料No.2 ページ番号で言うと2ページをご覧ください。「令和3年最低賃金に関する実態調査の概要」でございます。広島県最賃、広島県特定最賃の改正審議用に行った実態調査で、対象としております賃金額は本年6月分賃金を対象としております。

ちょっと進みますけど、10ページをご覧ください。こちらも抽出調査でございます。広島県に所在する企業の労働者から抽出しまして、それを復元したものでございます。賃金分布図全労働者のものでございます。棒グラフ部分は、全労働者を対象とした賃金の時間額毎の分布割合を10円刻み、1000円以上は100円刻みで表したものです。同じく11~12ページには、一般労働者とパート労働者分をそれぞれ、お付けしております。

続いて15ページに移っていただきまして、「広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表」でございます。一番左側の列に引上げ額1円単位で示しております。そして、左から3つ目の列ですが、これは広島県の最低賃金871円を起点にとりまして1円刻み

で示しております。つまり、871円から1円刻みで最低賃金が上がっていった場合にどれだけの影響率があるかというものを示しています。影響率とは最低賃金額を改定した後、改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合です。例えば時間額871円を1円引上げ、872円にした場合の一般労働者・パート労働者の影響率は6.5%となります。10円引き上げて881円としますと11.4%に影響が出ることとなります。ちなみに、この度目安になっております28円上げますと一般労働者・パート労働者では14.0%、一般労働者では6.5%、パート労働者では25.5%に影響が出ることとなります。資料の説明は以上となります。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

○岡田部会長

それでは、ないようですので、他の審議会の結審状況をお願いいたします。

○狭間賃金室長

はい、現時点での情報でございますが、Aランクの東京都におきまして、7月21日に引上げ額プラス28円目安通りでございます。現行時間額が1013円でございますので、1041円への引上げがなされております。それ以外での答申はまだありません。採決の状況については公益・労働者委員の賛成多数での結審となっております。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。続きまして労使双方からの意見表明をお願いしたいと思いますが、その前に労使双方の委員の間でご発言の準備のお時間をお取りしたほうがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○中野委員

私共は結構です。

○岡田部会長

はい。

○橋本委員

必要ありません。

○岡田部会長

はい、それでは、意見表明をお願いしたいと思います。それでは、最初に労側の方からでよろしいでしょうか。

○橋本委員

はい。労側の方から意見表明お願いいたします。それではですね、2021年の広島県最低賃金の審議を進めていくにあたり、考え方について述べさせていただきます。今年の審議も昨年に引き続いてコロナウイルスの感染症による影響が予断を許さない状況の中にあります。しかし、現在はワクチン接種の方が進み、オリンピックが開催される等、国内外の経済は明らかに先行き不透明であった昨年度からは先が見通すことができるまでに改善していると考えています。しかしながらその一方では、宿泊業や加工業、飲食業やサービス業等の一部の業種・産業は、まだまだ厳しい経営環境が続いていることや最低賃金近傍で働く労働者をはじめ、生活困窮具合は深刻さを増しており、日々の労働相談にも必要な内容の相談が寄せられていることも事実としてあります。全般的にですが、本年度はワクチン接種の新提案、ウイズコロナの中でもあります。世界の、世界における日本経済の回復・改善がなされていく、間違いなく環境が変化していくことを認識した上で、昨年のようにコロナ禍だから先行き不透明であり引き上げる状況ではなく、労働者が納得できる結果を導き出せるように議論を尽くすべきであると考えております。その上で、4点ばかりお話しさせていただきたいと思います。1点目です。広島県の最低賃金についてでございます。現在、広島県の最低賃金は871円で中国エリアを代表する主要県でありながらも、全国加重平均902円をまだまだ下回っています。871円であれば、2000時間働いても174万程度になり、年収200万円に到達するためには、ワーキングプアということもございますが200万に到達するためには、この金額であれば2296時間以上、大方2300時間の労働が必要になる、1日8時間労働したとしても月間平均が24日以上の出勤日が必要となってくる。時短についても逆行するということもございます。また、ワーキングプアの解消と長時間労働を抑制し、かつ健康で安全・安心して暮らせる社会を目指して暮らしていくためには、今の水準ではまだまだ足りていないと考えております。また、最低賃金近傍で働いている方の多くは、いわゆる不法に就労されている方や育児介護等家庭の時間との調整が可能な働き方をせざるを得ない方も少なくなく、かつては家計補助として働いていた自らが様々な理由により、主たる生計者として家計を支えている方も増加しています。加えて、コロナ禍による医療・介護はもとより、流通等様々な分野で社会生活を支える職場で働くいわゆる、エッセンシャルワーカーの方々の日々望んでいない感染の恐怖やお客様に対する精神的な負担や風評被害等とも戦いながら、文字通り懸命に最前線で働いています。そうした方々の中には残念ながら処遇が高くない方も少なくなく、最低賃金の引上げに関して強い関心を持っていると考えています。コロナ禍にあつて、企業や社会機能を支えるためにも、使命感を持って懸命に働くすべての労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げは必要不可欠であり、社会安定につながるセーフティメリットと促進していくメッセージになるものと考えています。2点目でございます。昨年度の審議結果、審議した内容でござい

ますが、昨年、最低賃金審議会においては、47 都道府県中で 7 件が現行どおりとなり、B ランクにおいては、広島県と京都府の 2 件が現行どおりとなりました。されど答申の中では、経済の好循環、景況の鍵となる賃上げの流れを継続すべき、広島県の経済全体の生産性の向上や取引関係の適正化等、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることを期している、今年度はそういうことを踏まえて真摯に議論を尽くさないといけないと考えています。3 点目でございます。目安答申についてでございますが、中賃における目安審議について、公益見解としては地域別最低賃金の審議に際し、局長のほうからも話がありました通り、地域経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待するとされています。加えて、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図る、更に消費の拡大につなげる経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があるともされています。広島県の経済の好循環を実現するためにも、昨年引上げにならなかった最低賃金を確実に引上げていくことが必要であると考えています。4 点目ということでございます。発効日についてでございますが、最低賃金近傍で働いている人の実生活は、今も苦しい状況にあり勿論、発効日ありきの話ではございませんが、この審議会・専門部会を通じて 10 月 1 日を基本に、発効できるように取組んでいきたいと考えております。その他でございますが、助成金・支援策のお話でしたが、こちらのほうも十分周知して実行するところが増えるようにお互い知恵を出し話し合っていくべきだということをつけ加え表明させていただきます。以上です。

○岡田部会長

はい。ありがとうございます。労側の委員、何か補強するところがあれば、意見表明ございますか。

○角委員

大丈夫です。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ただいま労側から意見表明いただきました。昨年とは違い、今現在ワクチンが進行している状況なので先行きが不透明ではない。その中で現在 871 円の最低賃金ですが中国地方では核となるような広島県が全国加重平均の 902 円を下回っている状況でいいのかというお話がありました。それに加えて、今コロナウイルスが蔓延している中で、エッセンシャルワーカーの問題は、社会的な問題として取り上げられ、注目されている。そこで最低賃金を上げるというのは大きなメッセージになるのではないのか、勇気づけるのではないのかという意見でした。また、昨年は 47 都道府県中で、引上げなかったのは 7 県のみだった。それから地域経済の活性化の点でも、経済の循環を考えた時には、引上げというのが必要なのではないか、それからもう一つは、発効日に関してスムーズに発効に至りたいという風に

お聞きいたしました。よろしいでしょうか。はい、それでは次に使側からの意見表明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中野委員

はい。それでは私の方から、基本的な考え方についてご報告・発言させて頂ければと思います。今の労側からの発言の反論については、次回というふうに考えています。新型コロナにつきましては、長期化し、中小零細企業は中々、今現在も厳しい状況だと思っていますし、経営者の方からもそういった発言をいただいております。現時点においても、コロナによる雇用の削減だとか廃業だとか、そういった状況に何ら変わりはなく、ここで大幅に最低賃金を上げることで、今以上に影響が出てくるというふうに考えていますし、懸念されるところでございます。常識的に考えても、今は最低賃金を引上げる状況にはないというのが、私どもの基本的な考えでございます。特に経営者については、雇用の維持を第一に考えるとともに、事業継続ということで日々努力をされておられます。特に先ほど申しました、中小零細企業・小規模事業者は大変な状況でございまして、雇調金の申請をしたりしていらっしゃるし、第1回目の雇調金についてはそれなりの余裕があって、立替えてということがございましたが、2回目、3回目ともなれば、立て替える金額もないということでございまして、なかなか厳しい状況、今回大手のところも雇調金を申請されるという状況でございまして、そういった状況をご理解いただければと思っております。また、そういった中で今回の目安が28円ということで出て、この数字についてはびっくりしておりますし、使側といたしましては誠に遺憾だと思っております。根拠まで示せとは言いませんけれど、28円の根拠がよくわかりませんし、中賃目安審議会もですね、地方の状況だとか、経済状況だとかあまりご存じないのかなということで、残念ながら官製最賃が復活したのかなと思っておるところでございまして。今回は加えまして、中賃の方でも使側の2名の方が反対されるという状況をお聞きしておりますし、異例の採決だということで、いつもは納得しないまでも公益案が出ればそれに従う状況だったにもかかわらず、今回はそういう状況ということもご理解いただければということでございまして。また、本県におきましても、新聞等でご覧になられたかとも思いますけど、4団体でそういった状況について、投込みとかも行ってございます。今回特に、推薦団体も強固な姿勢で対応してほしいというふうに我々も承っておりますので、そういった部分を考えてながら対応していければいいと思っております。また、先程本審の時に助成金の関係のご説明をいただいたところですが、本当に直接賃上げを行うという部分の助成金は、私の理解度がないのかよくわかりませんが、業務改善助成金だけだったかなと思っております。しかし、助成金につきましても対処療法的な部分でございまして、政府の方に対しましても、最賃を上げろ上げろというばかりでなく、恒常的な対処政策を是非執り行っていただきたいと思っております。今回は基本的な発言をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。他の委員から何かあればお願いします。(何もなし) 以上でございまして。

○岡田部会長

はい。ただいま使側から意見表明がございました。使側の委員から、新型コロナウイルスがかなり長期化し、収束の見通しが立っていない。その中で雇用継続をしたいけれど、解雇とか廃業とか今後懸念されるということがございました。企業にとってみれば、雇用の継続と企業の維持していくことに力を入れているんだということもございました。雇用調整助成金も大手の企業が使い始めるとこれからどうなるのだろうかという懸念もございました。更に、中央から出されている目安額として 28 円があるけれど、これが果たして地方の状況を斟酌されたものなのかを非常に残念に思っているということもございました。また、中央の審議会で異例の採決の仕方というものもあるし、経営者側の 4 団体にしても、いろんな表明をしているということでした。それから、国としての助成金の使いやすさをもう少し考えてほしいということも承りました。それぞれ、お考えはあると思いますが、使側の意見、労側の意見、ご意見があれば伺いますが。労側の委員、どうですか。

○橋本委員

また、個別に。

○岡田部会長

使側の委員、いかがですか。

○中野委員

冒頭申しましたように、そのお考えに対しての反論的な部分は次回から。

○岡田部会長

はい、わかりました。労側使側双方にお伺いしますが、本日提示金額案はお持ちでしょうか。

○橋本委員

本日、提示する金額案は持ってきておりません。

○岡田部会長

使側の委員、いかがですか。

○中野委員

私どもも全然考えておりませんので。今日はこれ以上のところ何もありません。

○岡田部会長

それではですね、審議を次回に持ち越したいと思います。本日の議事 3 番目になりますけれど、その他、事務局から説明をお願いいたします。

○吉川賃金室長補佐

今後の審議日程についてご説明します。事前に調整をさせていただきました通り今後の審議日程は、8月2日月曜日午前10時から開催したいと考えております。開催場所は、合同庁舎2号館6階7号会議室です。開催通知はお渡ししております。

○岡田部会長

はい、それでは第2回専門部会を明日8月2日月曜日の午前10時より開催する事と致します。次回結審しない場合は当然第3回専門部会がありますので、事務局はその準備をお願い致します。その他、何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。

○狭間貸金室長

いえ、ございません。

○岡田部会長

それでは、次回の専門部会は金額審議等がありますので、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規定第5条に基づき非公開といたします。

それでは、これをもちまして第1回広島県最低賃金専門部会を閉会と致します。皆様ありがとうございました。